

乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する。  
エ (7) 検査の留意点

射会に診  
を放し、が  
検査し、と  
該本とこ  
当日もた  
は、てり満  
はし、る満  
関として  
機則し、基  
施原満質と  
実(を画の  
の置、準、  
影装、基、  
撮影、様、  
検査、線、  
線、格、な  
ス、の、適  
ク、機、工  
ッ、機、工  
エ、施、房  
乳、房、実  
乳、房、実

(4) 乳房エックス線検査の留意点  
について、両側乳房につ  
いて、内外斜位方向撮影  
を向、完する追加の撮影  
を向、完する追加の撮影

(ウ) 乳房エックス線検査の留意点  
す読グ習望則きは、  
す読グ習望則きは、  
す読グ習望則きは、

(エ) 乳房エックス線検査の留意点  
の他の定期的な品質  
の他の定期的な品質

(オ) 乳房エックス線検査の留意点  
その他の  
その他の

(2) 指導区分等

乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する。  
オ (7) 検査の留意点

射会に診  
を放し、が  
検査し、と  
該本とこ  
当日もた  
は、てり満  
はし、る満  
関として  
機則し、基  
施原満質と  
実(を画の  
の置、準、  
影装、基、  
撮影、様、  
検査、線、  
線、格、な  
ス、の、適  
ク、機、工  
ッ、機、工  
エ、施、房  
乳、房、実  
乳、房、実

(4) 乳房エックス線検査の留意点  
について、両側乳房につ  
いて、内外斜位方向撮影  
を向、完する追加の撮影  
を向、完する追加の撮影

(ウ) 乳房エックス線検査の留意点  
す読グ習望則きは、  
す読グ習望則きは、  
す読グ習望則きは、

(エ) 乳房エックス線検査の留意点  
の他の定期的な品質  
の他の定期的な品質

(オ) 乳房エックス線検査の留意点  
その他の  
その他の

(2) 指導区分等

指導区分は「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

- ア 「要精検」と区分された者  
医療機関において精密検査を受診するよう指導する。
- イ 「精検不要」と区分された者  
次回の検診受診を勧めるとともに、日常の健康管理の一環としての乳房の自己触診に関する指導をする。

(3) 記録の整備  
精密検査の結果がんと診断された者については、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等について記録する。  
また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

- (4) 検診の実施体制  
乳がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。
  - ア 検診実施市町村の所在する都道府県に、成人病検診管理指導協議会乳がん部会が設置されていること。
  - イ 成人病検診管理指導協議会乳がん部会に届出がなされ、かつ、乳がん検診に関して一定の研修・講習等を受ける等乳がん検診に習熟した検診担当医が確保されていること。
  - ウ 乳がん検診の結果「要精検」とされた者について、精密検査受診結果等が記録され、その記録が成人病検診管理指導協議会乳がん部会に報告される体制にあること。
  - エ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。

#### 4 大腸がん検診

- (1) 大腸がん検診の精度管理  
大腸がん検診の精度は、採便方法、検体の保管、測定方法等検診にシテムに及ぶ要因の両方に影響され、検定の精度が市町村及び受託実施機関は、検診実施に当たっては、検体の取り扱いと特留の追跡調査を行うこと。必要な精度管理の指標として、要精密検診（便潜血検査陽性率）、精密検査受診率、大腸がん発見率、早期発見率等が挙げられ、それらを算出する。また、検診実施に当たっては、その維持、向上に努めること。

(2) 検診の実施体制  
大腸がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。

指導区分は「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

- ア 「要精検」と区分された者  
医療機関において精密検査を受診するよう指導する。
- イ 「精検不要」と区分された者  
次回の検診受診を勧めるとともに、乳房の自己検診に関する指導をする。

(3) 記録の整備  
精密検査の結果がんと診断された者については、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等について記録する。  
また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

- (4) 検診の実施体制  
乳がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。
  - ア 検診実施市町村の所在する都道府県に、成人病検診管理指導協議会乳がん部会が設置されていること。
  - イ 成人病検診管理指導協議会乳がん部会に届出がなされ、かつ、乳がん検診に関して一定の研修・講習等を受ける等乳がん検診に習熟した検診担当医が確保されていること。
  - ウ 乳がん検診の結果「要精検」とされた者について、精密検査受診結果等が記録され、その記録が成人病検診管理指導協議会乳がん部会に報告される体制にあること。
  - エ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。

#### 4 大腸がん検診

- (1) 大腸がん検診の精度管理  
大腸がん検診の精度は、採便方法、検体の保管、測定方法等検診にシテムに及ぶ要因の両方に影響され、検定の精度が市町村及び受託実施機関は、検診実施に当たっては、検体の取り扱いと特留の追跡調査を行うこと。必要な精度管理の指標として、要精密検診（便潜血検査陽性率）、精密検査受診率、大腸がん発見率、早期発見率等が挙げられ、それらを算出する。また、検診実施に当たっては、その維持、向上に努めること。

(2) 検診の実施体制  
大腸がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。

